

国指定特別史跡熊本城跡保存管理計画について

文化振興課

熊本城跡は、歴史的発展の経緯や遺構の状況からみて、史跡として文化財的価値が高く、下記のように昭和8年に旧法により史蹟に指定された後、数回にわたり追加指定・一部指定解除を受けて現在に至っている。建造物については昭和8年1月23日に旧国宝保存法により宇土櫓ほか12件が国宝に指定され、昭和25年の文化財保護法制定により重要文化財となった。

- 1 指定履歴** 昭和8年2月28日 史蹟名勝天然記念物保存法により指定
 昭和15年追加指定
 昭和27年名称変更・追加指定
 昭和30年追加指定・特別史跡指定、
 昭和37年一部指定解除
 昭和58年追加指定ならびに一部指定解除
 平成17年三の丸地区追加指定

- 2 指定面積** 512,300.52㎡（平成20年3月現在）



3 熊本城の保存管理計画（S57）

・環境整備の基本方針

文化財的価値があつてはじめて観光的価値・公園のレクリエーション的役割が副次的に発生する。特別史跡としての熊本城を良好な状態で保存していくことが何よりも優先される。また、将来機会があるごとに指定地域を旧城域までに拡大することが望ましい。

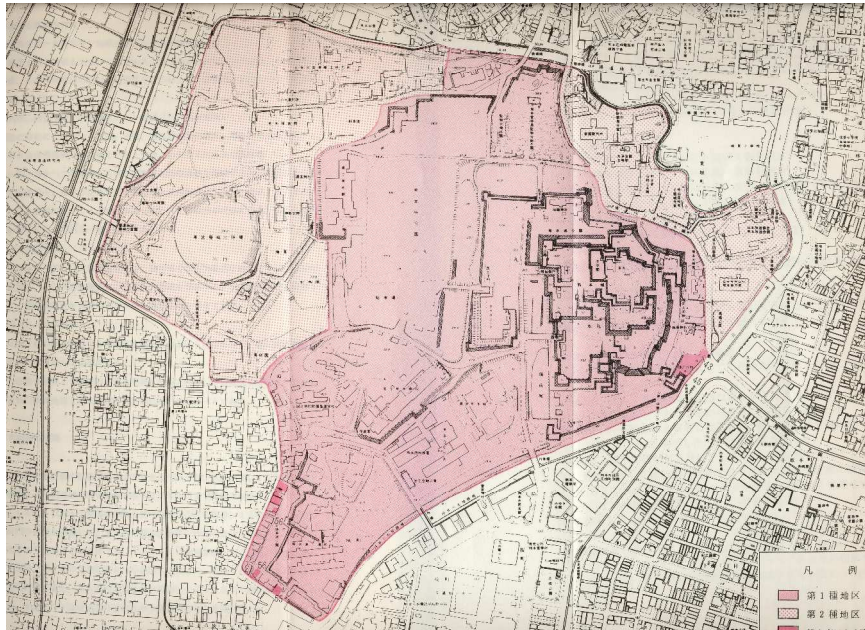
・地域区分 図2

第1種地区 遺構保存を最優先させ文化財保存になじまない既存施設は撤去する地区（本丸・二の丸・古城）

文化財保存という原則を損なわない範囲で多くの人々に利用されるよう史跡公園としての整備手法が適切である。

第2種地区 文化財保存・環境に支障のある行為を規制する地区（三の丸・千葉城）

歴史的・文化的雰囲気損なわないような行事や季節の行事にも利用可能な広場としての整備、便益施設の配置



4 熊本城復元整備計画（H9）

5 熊本城跡追加指定計画（H14） 別紙

文化庁と本丸御殿復元に係る許可協議、国立病院建替計画が取り沙汰される中、「復元を進める一方で、保存管理計画に掲げる城域にふさわしくない施設の移転や指定拡大も実施してもらわなければ困る」と、国の指摘がある。

【本市の対応】 史跡拡大に向けた追加指定の計画を提示する。

→ 環境整備の終了した地区から順次追加指定の申請をしていきたい

6 桜の馬場整備計画、第2次復元整備計画にかかる最近の文化庁協議録より

H9 の復元整備計画から時間がたち、駐車場、復元、石垣修理、活用などさまざまな視点が要素として増えている。文化庁からみると、熊本市がどの方向に向かっているのか分からない。保存活用検討委員会で H9 復元整備計画を見直し、緑化問題、交通計画、建造物の保存活用計画などさまざまな視点から論議を行い、マスタープランを示してもらいたい。

※この作業は熊本城跡の保存管理計画（S57）の見直しにつながると考えている。